

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月27日（令和6年（行情）諮問第749号）、同年9月27日（同第1035号）、同年10月31日（同第1183号）、同年11月21日（同第1276号及び同第1277号）、同年12月19日（同第1415号）及び令和7年2月20日（令和7年（行情）諮問第250号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第261号、同第266号、同第267号、同第270号ないし同第272号及び同第274号）

事件名：米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書の一部開示決定に関する件

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書の一部開示決定に関する件

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる20文書（以下、順に本件請求文書1ないし本件請求文書3に係るものを「文書1」ないし「文書13」、本件請求文書4

に係るものを「文書１４」、本件請求文書５に係るものを「文書１５」、本件請求文書６に係るものを「文書１６」及び「文書１７」並びに本件請求文書７に係るものを「文書１８」ないし「文書２０」といい、第４及び第５において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の概要

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、令和５年１１月１日付け防官文第２２６２２号、令和６年１月９日付け防官文第６８号、同年３月１５日付け防官文第５８８９号、同年５月２３日付け防官文第１２１９４号、同年８月１日付け防官文第１７７１７号及び同第１７７１８号、同月２日付け防官文第１７８８０号、同年１０月１５日付け防官文第２３３５１号並びに同年１２月２０日付け防官文第２９１２１号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分９」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求の理由

（１）審査請求書１（原処分１について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）〔別紙１（略）〕である。

（イ）国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２で説明されているもの（略））及びプロパティ情報（別紙３で説明されているもの（略））が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(２) 審査請求書２（原処分２について）

アないしオ 上記（１）アないしオと同旨。

カ 上記（１）キと同旨。

(３) 審査請求書３及び審査請求書７（原処分３及び原処分７について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和５年度（行情）答申第６５４号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（１）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（１）カと同旨。

（４）審査請求書４（原処分４について）

ア 上記（３）アと同旨。

イないしエ 上記（１）イないしエと同旨。

オ及びカ 上記（３）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 上記（１）キと同旨。

ケ 上記（１）カと同旨。

（５）審査請求書５及び審査請求書６（原処分５及び原処分６について）

ア 上記（３）アと同旨。

イ 上記（１）イと同旨。

ウ 上記（１）ウに加え、以下を追記。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるの

で、事前に申し立てる次第である。

エ 上記（１）エと同旨。

オ及びカ 上記（３）オ及びカと同旨。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 上記（１）カと同旨。

（６）審査請求書８（原処分８について）

ア 上記（３）アと同旨。

イないしエ 上記（１）イないしエと同旨。

オ及びカ 上記（３）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 上記（３）クと同旨。

（７）審査請求書９（原処分９について）

ア 上記（３）アと同旨。

イないしエ 上記（１）イないしエと同旨。

オ及びカ 上記（３）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する方法がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（１）カと同旨。

第３ 諮問庁の説明の概要

１ 経緯

（１）原処分１及び原処分５について（諮問第１２７６号）

本件開示請求は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１ないし文書１３を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１１月１日付け防官文第２２６２２号により、本件対象文書のうち、文書１について、法９条１項に基づく開示決

定処分（原処分１）を行った後、令和６年８月１日付け防官文第１７７１７号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書１３について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分５）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分５に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）原処分２及び原処分６について（諮問第１２７７号）

本件開示請求は、本件請求文書２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２ないし文書６及び文書８ないし文書１３を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年１月９日付け防官文第６８号により、本件対象文書のうち、文書８の表紙のみについて、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分２）を行った後、同年８月１日付け防官文第１７７１８号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書６及び文書８（表紙を除く。）ないし文書１３について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分６）を行った。

本件審査請求は、原処分２及び原処分６に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（３）原処分３について（諮問第７４９号）

本件開示請求は、本件請求文書３の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２ないし文書６、文書１２及び文書１３を特定し、令和６年３月１５日付け防官文第５８８９号により、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った。

本件審査請求は、原処分３に対して提起されたものである。

（４）原処分４について（諮問第１０３５号）

本件開示請求は、本件請求文書４の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１４を特定し、令和６年５月２３日付け防官文第１２１９４号により、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分４に対して提起されたものである。

（５）原処分７について（諮問第１１８３号）

本件開示請求は、本件請求文書５の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１５を特定し、令和６年８月２日付け防官文第１７８８０号により、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分７）を行った。

本件審査請求は、原処分７に対して提起されたものである。

(6) 原処分8について（諮問第1415号）

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書16及び文書17を特定し、令和6年10月15日付け防官文第23351号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分8に対して提起されたものである。

(7) 原処分9について（諮問第250号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書18ないし文書20を特定し、令和6年12月20日付け防官文第29121号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分9に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分5について（諮問第1276号）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「複製媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求め

る」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

カ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

キ 審査請求人は、「電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録を特定している。

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分5において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分6について（諮問第1277号）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エ 上記（1）エと同旨。

オないしケ 上記（１）カないしコと同旨（ただし「原処分１」とあるのを「原処分２」、「原処分５」とあるのを「原処分６」と読み替える。）。

コ 上記（１）オと同旨。

サ 上記（１）サと同旨。

（３）原処分３及び原処分７について（諮問第７４９号及び諮問第１１８３号）

ア 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。

イ及びウ 上記（１）イ及びウと同旨。

エ及びオ 上記（１）ク及びケと同旨（ただし、「原処分５」とあるのを「原処分３及び原処分７」と読み替える。）。

カ 上記（１）エと同旨。

キ 上記（１）コと同旨。

ク 上記（１）オと同旨。

ケ 上記（１）サと同旨。

（４）原処分４について（諮問第１０３５号）

ア 上記（３）アと同旨。

イ及びウ 上記（１）イ及びウと同旨。

エ及びオ 上記（１）ク及びケと同旨（ただし、「原処分５」とあるのを「原処分４」と読み替える。）。

カ 上記（１）エと同旨。

キ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ク 上記（１）オと同旨。

ケ 上記（１）サと同旨。

（５）原処分８について（諮問第１４１５号）

ア 上記（３）アと同旨。

イ及びウ 上記（１）イ及びウと同旨。

エ及びオ 上記（１）ク及びケと同旨（ただし、「原処分５」とあるのを「原処分８」と読み替える。）。

カ 上記（４）カと同旨。

キ 上記（１）コと同旨。

ク 上記（１）サと同旨。

（６）原処分９について（諮問第２５０号）

ア 上記（３）アと同旨。

イ及びウ 上記（１）イ及びウと同旨。

エ及びオ 上記（１）ク及びケと同旨（ただし、「原処分５」とあるのを「原処分９」と読み替える。）。

カ 上記（１）エと同旨。

キ 上記（４）キと同旨。

ク 上記（１）オと同旨。

ケ 上記（１）サと同旨。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和６年６月２７日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第７４９号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同年７月１０日 審議（同上）

④ 同年９月２７日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１０３５号）

⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑥ 同年１０月１１日 審議（同上）

⑦ 同月３１日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１１８３号）

⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑨ 同年１１月２１日 審議（同上）

⑩ 同日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１２７６号及び同第１２７７号）

⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑫ 同年１２月６日 審議（同上）

⑬ 同月１９日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１４１５号）

⑭ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑮ 令和７年１月２２日 審議（同上）

⑯ 同年２月２０日 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第２５０号）

⑰ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑱ 同年３月１０日 審議（同上）

⑲ 同年７月２３日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分、令和６年（行情）諮問第７４９号、同第１０３５号、同第１１８３号、同第１２７６号、同第１２７７号、同第１４１５号及び令和７年（行情）諮問第２５０号の併合並び

に審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和6年（行情）諮問第1276号及び同1277号において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1の開示請求は、開示請求文言に「米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書」とあることから、「米軍の編成・装備・作戦・戦闘」について記載されている文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書のうち、文書1ないし文書13を特定した。

イ 本件請求文書1の開示請求について、法11条を適用し、令和5年11月1日付け防官文第22622号により先行決定（原処分1）を行ったところ、本件請求文書2の開示請求は、その請求文言から、本件請求文書1から原処分1において特定された先行開示文書（文書1）及び文書7を除いた文書並びに本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和5年9月6日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年11月13日までにつづられた文書の開示を求めるものと解し、文書2ないし文書6及び文書8ないし文書13を特定した。

ウ 本件請求文書2の開示請求について、法11条を適用し、令和6年1月9日付け防官文第68号により先行決定（原処分2）を行ったところ、本件請求文書3の開示請求は、その請求文言から、本件請求文書2から原処分2において特定された先行開示文書（文書8の表紙のみ。）、文書7、文書8（表紙を除く。）及び文書9ないし文書11を除いた文書並びに本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和5年11月14日から本件請求文書3の開示請求受付

日である令和6年1月16日までにつづられた文書の開示を求めるものと解し、文書2ないし文書6、文書12及び文書13を特定した。

エ 本件請求文書5の開示請求は、その請求文言から、本件請求文書4の開示請求受付日の翌日である令和6年3月27日から本件請求文書5の開示請求受付日である同年6月4日までにつづられた文書の開示を求めるものと解し、文書15を特定した。

オ 本件請求文書6の開示請求は、その請求文言から、本件請求文書5の開示請求受付日の翌日である令和6年6月5日から、本件請求文書6の開示請求受付日である同年8月13日までにつづられた文書の開示を求めるものと解し、文書16及び文書17を特定した。

カ 本件請求文書7の開示請求は、その請求文言から、本件請求文書6の開示請求受付日の翌日である令和6年8月14日から、本件請求文書7の開示請求受付日である同年10月21日までにつづられた文書の開示を求めるものと解し、文書18ないし文書20を特定した。

キ 本件各審査請求を受け、担当部署の執務室内の机、書庫、書棚、共有フォルダ及び担当者のパソコンなどを探索したが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしカの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)キの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊が活動の資とするために収集・処理した情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第1276号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。 ＊「編成・装備・作戦・戦闘」の意味は、「演習対抗部隊」(訓練資料4-10-01-03-26-0)におけるものと同じ。

(2) 本件請求文書2 (諮問第1277号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第22622号(2023. 9. 5-本本B1272)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023. 9. 5-本本B1272)の後に綴られた文書の全て(ただし「米国データ 2019年4月」は除く)。

(3) 本件請求文書3 (諮問第749号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第68号(2023. 11. 13-本本B1658)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023. 11. 13-本本B1658)の後に綴られた文書の全て(ただし「米国データ 2019年4月」及びその更新文書は除く)。

(4) 本件請求文書4 (諮問第1035号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第5889号(2024. 1. 16-本本B2157)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2024. 1. 16-本本B2157)の後に綴られた文書の全て(ただし「米国データ 2019年4月」及びその更新文書は除く)。

(5) 本件請求文書5 (諮問第1183号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024. 3. 26-本本B2660で特定されたの後に綴られた文書の全て(ただし「米国データ 2019年4月」及びその更新文書は除く)。

(6) 本件請求文書6 (諮問第1415号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024. 6. 4-本本B381で特定されたの後に綴られた文書の全て。

(7) 本件請求文書7 (諮問第250号)

米軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024. 8. 13-本本B825で特定されたの後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 米国データ 2019年4月（表紙のみ。）
- 文書2 米軍のグローバルな戦力態勢（令和元年12月 防衛省防衛政策局）
- 文書3 米陸軍の変化とマルチドメイン任務部隊（MDTF）の配備（令和2年3月）
- 文書4 資料2 米海兵隊の「戦力設計2030」（令和2年8月）
- 文書5 米国情勢資料
- 文書6 最近の米軍の戦略構想について（令和3年11月19日 防衛政策局調査課戦略情報分析室）
- 文書7 米国データ 2019年4月（表紙を除く。）
- 文書8 米国データ 2020年4月
- 文書9 2020年度各国データ（米州）（2021年4月）
- 文書10 2021年度各国データ（米州）（2022年4月）
- 文書11 2022年度各国データ（米州）（2023年4月）
- 文書12 米海兵隊、ハワイに初の「海兵沿岸連隊（MLR）」を設置**
*（カレント分析22-0233 令和4年3月8日）
- 文書13 米陸軍、西太平洋で初めて「分散型任務」指揮を部隊実験***
（カレント分析22-0247 令和4年3月11日）
- 文書14 米陸軍、将来作戦に向けた戦力構造の変革を発表（基礎資料24-0133 令和6年3月6日）
- 文書15 米陸軍参謀総長等、態勢に関する議会報告を実施（基礎資料24-0367 令和6年5月29日）
- 文書16 米海兵隊総司令官、態勢に関する議会報告を実施（基礎資料24-0459 令和6年6月25日）
- 文書17 米空軍参謀総長等、態勢に関する議会報告を実施（基礎資料24-0501 令和6年7月5日）
- 文書18 米海軍作戦部長、態勢に関する議会報告を実施（基礎資料24-0641 令和6年8月19日）
- 文書19 米国防省、北極圏戦略2024を公表（カレント分析24-0686 令和6年9月20日）
- 文書20 米シンクタンクCSBAによるインド太平洋地域における大国間紛争に必要な弾薬量の推定（基礎資料24-0809 令和6年9月30日）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	2 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ全て	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	2 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ全て	
	文書 4	2 枚目の一部	
		3 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ全て	
	文書 6	9 枚目の全て	
	文書 1 2	件名及び 1 枚目のそれぞれ一部	
		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 3	件名及び 1 枚目のそれぞれ一部	
		2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 4	2 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 5	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 6	3 枚目、4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 7	3 枚目の一部	
	文書 1 8	1 枚目、3 枚目、6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 7	1 枚目の一部	自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、自衛
		2 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ全て	
		2 枚目の一部	
2	文書 7	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、自衛
		4 枚目ないし 6 枚目、2 8 枚目、5 2 枚目、2 1 2 枚目、3 8 0 枚目、4 8 4 枚目、5 2 1 枚目、5 2 5 枚目、5 8	

		1 枚目、7 4 0 枚目、7 6 8 枚目、7 7 7 枚目及び8 0 6 枚目のそれぞれ全て	隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		7 枚目ないし2 7 枚目、2 9 枚目ないし5 1 枚目、5 3 枚目ないし2 1 1 枚目、2 1 3 枚目ないし3 7 9 枚目、3 8 1 枚目ないし4 8 3 枚目、4 8 5 枚目ないし5 2 0 枚目、5 2 2 枚目ないし5 2 4 枚目、5 2 6 枚目ないし5 8 0 枚目、5 8 2 枚目ないし7 3 9 枚目、7 4 1 枚目ないし7 6 7 枚目、7 6 9 枚目ないし7 7 6 枚目、7 7 8 枚目ないし8 0 5 枚目及び8 0 7 枚目ないし8 2 5 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書8	2 枚目ないし5 枚目のそれぞれ一部	
		6 枚目、2 9 枚目、5 3 枚目、2 1 6 枚目、3 8 1 枚目、4 9 4 枚目、5 3 2 枚目、5 9 2 枚目、7 5 8 枚目、7 8 8 枚目、7 9 7 枚目及び8 2 6 枚目のそれぞれ全て	
		7 枚目ないし2 8 枚目、3 0 枚目ないし5 2 枚目、5 4 枚目ないし2 1 5 枚目、2 1 7 枚目ないし3 8 0 枚目、3 8 2 枚目ないし4 9 3 枚目、4 9 5 枚目ないし5 3 1 枚目、5 3 3 枚目ないし5 9 1 枚目、5 9 3 枚目ないし7 5 7 枚目、7 5 9 枚目なし7 6 2 枚目、7 6 4 枚目ないし7 8	

		7 枚目、7 8 9 枚目ないし 7 9 6 枚目、7 9 8 枚目ないし 8 2 5 枚目及び 8 2 7 枚目ないし 8 4 5 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書 9	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
		6 枚目、3 0 枚目、5 4 枚目、2 1 2 枚目、3 7 6 枚目、4 9 3 枚目、5 3 2 枚目、7 9 2 枚目、8 2 8 枚目、8 3 8 枚目及び 8 6 9 枚目のそれぞれ全て	
		7 枚目ないし 2 9 枚目、3 1 枚目ないし 5 3 枚目、5 5 枚目ないし 8 7 枚目、8 9 枚目ないし 1 9 0 枚目、1 9 2 枚目ないし 2 1 0 枚目、2 1 3 枚目ないし 3 7 5 枚目、3 7 7 枚目ないし 4 9 2 枚目、4 9 4 枚目ないし 5 3 1 枚目、5 3 3 枚目ないし 6 1 9 枚目、6 2 1 枚目ないし 6 3 0 枚目、6 3 2 枚目ないし 6 3 7 枚目、6 3 9 枚目ないし 6 9 0 枚目、6 9 2 枚目ないし 7 4 9 枚目、7 5 1 枚目、7 5 3 枚目ないし 7 9 1 枚目、7 9 3 枚目ないし 8 1 2 枚目、8 1 4 枚目ないし 8 2 1 枚目、8 2 3 枚目ないし 8 2 7 枚目、8 2 9 枚目ないし 8 3 7 枚目、8 3 9 枚目ないし 8 6 8 枚目、8 7 0 枚目、8 7 1 枚目、8 7 3 枚目ないし 8 8 1 枚目及び 8 8 3 枚目ないし 8 9 0 枚目のそれぞれ	

		ージ番号を除く全て	
	文書 1 0	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
		6 枚目、3 0 枚目、5 5 枚目、2 2 7 枚目、4 0 1 枚目、5 3 1 枚目、5 7 2 枚目、6 3 3 枚目、8 0 0 枚目、8 3 0 枚目、8 4 0 枚目及び 8 6 9 枚目のそれぞれ注意表記及び枠内注意表記を除く全て	
		7 枚目ないし 2 9 枚目、3 1 枚目ないし 5 4 枚目、5 6 枚目ないし 2 2 6 枚目、2 2 8 枚目ないし 4 0 0 枚目、4 0 2 枚目なし 5 3 0 枚目、5 3 2 枚目ないし 5 7 1 枚目、5 7 3 枚目ないし 6 3 2 枚目、6 3 4 枚目ないし 7 9 9 枚目、8 0 1 枚目ないし 8 2 9 枚目、8 3 1 枚目ないし 8 3 9 枚目、8 4 1 枚目ないし 8 6 8 枚目及び 8 7 0 枚目ないし 8 9 0 枚目のそれぞれ注意表記、枠内注意表記及びページ番号を除く全て	
	文書 1 1	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
		6 枚目、3 0 枚目、5 5 枚目、2 4 4 枚目、4 3 2 枚目、5 6 8 枚目、6 1 0 枚目、6 7 3 枚目、8 4 0 枚目、8 7 0 枚目、8 8 1 枚目及び 9 1 0 枚目のそれぞれ注意表記及び枠内注意表記を除く全て	
		7 枚目ないし 2 9 枚目、3 1	

		枚目ないし５４枚目、５６枚目ないし２４３枚目、２４５枚目ないし４３１枚目、４３３枚目ないし５６７枚目、５６９枚目ないし６０９枚目、６１１枚目ないし６７２枚目、６７４枚目ないし８３９枚目、８４１枚目ないし８６９枚目、８７１枚目ないし８８０枚目、８８２枚目ないし９０９枚目及び９１１枚目ないし９３７枚目のそれぞれ注意表記、枠内注意表記及びページ番号を除く全て	
--	--	---	--

※当審査会において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。